

Japan tax alert

EY税理士法人

英国-EUブレグジット 協定発効後の英国の MDRに対する方針を 英国政府が公表

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

ブレグジット(英国のEU離脱)の移行期間が2020年12月31日をもって終了したことを受けて、英国の税務当局、英国歳入関税庁(HRMC)は次の通達を行いました。

- ▶ 英国において、欧州連合(EU)の義務的開示制度(DAC6又は本件指令)のもと報告することは今後も一定期間のあいだ求められるが、これはカテゴリーDのホールマーク(徴表)(報告義務をかいくぐる又は受益権者を分かりにくくする)を満たす取り決めに限られる。
- ▶ 向こう1年、英国はDAC6の廃止とEUのルールから国際ルールへの移行を進めるために、可及的速やかに経済協力開発機構(OECD)の義務的開示制度(MDR: Mandatory Disclosure Rules)について協議し、これを国内法制化する。

企業にとって悩ましいのは、今回の変化による影響、とりわけMDRに係るEU指令のもと引き続き取引を報告する必要性及びこれまで要求されてきたように英国ではなく、EU加盟国にて一定のアレンジメントを報告する義務を判断しなければならない点です。今回の英国の公告は、英国の規則内での一定の緩和措置であるものの、英国の方針におけるこの変更が原因で、短期的に既存の報告計画に大きな混乱を来たす恐れがあるうえ、準備期間も限られています。

先週報告した通り、2020年12月24日付で英国とEUが合意に至った協定(英国-EU通商協力協定(TCA: UK-EU Trade and Cooperation Agreement)、[このリンク](#)から確認できます)の本文には、「一方の当事者は、次の項目に関して、移行期間終了時点で自己の法律において定められている保護の水準を、移行期間終了時点でOECDにて合意されている標準及び規則によって定められている水準以下に弱め又は引き下げてはならない:(a)クロスボーダーのタックスプランニングの取り決め...に関する...情報交換」と明記されています。

クロスボーダーの取り決めに関する情報交換についてのOECDの規則への言及は、OECDの義務的開示制度(MDR)に関するモデル規則への言及だということをHMRCは認めています。よって、TCAの規定のもと英国は、自己の法律における保護の水準をOECDが提案するMDRにの水準以下に引き下げてはなりません。しかしながら、2020年7月1日に発効になった(ただし、実行の着手が2018年6月25日以降のアレンジメントに適用される)SI 2020/25によって英国の法律に組み込まれたEU指令を保持する義務はありません。DAC6に基づく報告義務は、新型コロナウイルスの影響に鑑み6カ月猶予されました。つまり、移行期間前に報告義務は一切発生しませんでした。

英国のMDRに対する影響

英国は移行期間終了時点で自国の法律において、OECDのMDRの法制化を行っていないが、(DAC6の国内法制化のために導入された)SI 2020/25の規則が、OECDのMDRにおける水準と一定の点において同等でかつその他の点においてはOECDのMDRよりも厳しい水準を定めているというのが英国の見解です。

DAC6は移行期間の終了をもって英国に適用されなくなり、その時点から、英国がDAC6を施行する義務は消滅するとHMRCは認めています。よって英国政府は、OECDのMDRのもと報告対象となる取り決めのみに報告を限定するようSI 2020/25を改正することを決定しました。つまり、移行期間終了後は、DAC6のカテゴリーDにおけるホールマークを満たすアレンジメントに限り英国にて報告する必要があります。これは、移行期間終了前に締結されたアレンジメントと、それ以降に締結されたアレンジメントの両方に当てはまります。なお、この変更を円滑に進めるためにHMRCのITシステムが更新される予定だということを承知しています。

念のため補足しますと、ホールマークD1は、報告義務(例えば共通報告基準(Common Reporting Standard)による規定)をかいくぐる取り決めが該当し、ホールマークD2は受益権者を分かりにくくする取り決めが該当します(詳しくはIEIM 545000を参照)。

英国政府はまた、移行期間終了後に英国の規則が正しく機能するように、「EU加盟諸国」としている規定が移行期間終了後は「英国又はEU加盟国の一つ」を指すようにすることを含め、英国内の規則を改正しました。これらの変更を加えるための規則は、International Tax Enforcement (Disclosable Arrangements) (Amendment) (No.2) (EU Exit) Regulations 2020(国際税務執行(開示すべき取り決め)(改正)(No.2)(EU離脱)規則2020)で、既に議会に提出されており、変更は2020年12月31日をもって発効になりました。

英国政府は向こう1年、税務の透明性についてEUの基準ではなく国際基準への移行を進めるために、英国にてDAC6を施行するための法律を廃止しかつ、可及的速やかにOECDのMDRを施行する予定です。同政府は順次、OECDのMDRを導入するための法案を協議するものと考えられます。また、HMRCはIEIM600000から指針を更新するものと考えられます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

キーストマス

荒木 知

ジョンソン・シエパード

Associate Partner

Director

UK Tax Desk

keith.thomas@jp.ey.com

satoru.araki@jp.ey.com

jonathon.shepherd@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー、トランザクションおよびコンサルティングにおける世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja_jp/people/ey-tax](https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20210114

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)